令和8年熊本地震の発生により
経営に影響を受けている中小企業者の皆さま

◎令和8年熊本地震の影響により、売上減少等が生じた場合、県中小企業融資制度をご利用いただけます。

令和9年9月30日現在

	セーフティネット対応資金 中小企業信用保険法第4号に該当するもの	緊急経営対策資金 （新）令和8年熊本地震関連
融資対象者	指定を受けた地域で事業を行う中小企業者であって、令和8年熊本地震後の最近1か月の売上等が前年同月と比較して**20%以上減少**しており、かつ、最近1か月のその後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。 **※売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要です。** **※セーフティネット保証は、一般保証とは別枠で利用できます。** ※県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合が対象です。	令和8年熊本地震の影響により最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて**5%以上減少**しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること。 ※県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合が対象です。
対象地域	鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市 薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市 南さつま市、志布志市、南九州市 姶良市、十島村、さつま町、長島町 肝付町、中種子町、瀬戸内町、与論町	県内全域
融資限度額	運転資金・設備資金5,000万円	運転資金2,000万円 設備資金3,000万円
融資利率	1年以内　：年1.75% 1年超3年以内　：年1.95% 3年超5年以内　：年2.05% 5年超7年以内　：年2.25% 7年超10年以内　：年2.35%	
信用保証料	年0.65% （※県補助後）	年0.13%～年1.58% （※県補助後）
融資期間	運転資金7年以内（うち据置24月以内）／設備資金10年以内（うち据置36月以内）	
期限	市町村への認定申請期限 令和8年12月17日（木）	取扱期限 令和9年3月31日（水）

お申し込みに当たっては、最寄りの商工会議所・商工会または金融機関にご相談ください。

鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課（099-286-2946）